

**2023年度 事業計画書**  
**(事業期間：2023年4月1日～2024年3月31日)**

認定NPO法人大阪精神医療人権センター

**第1 事業の実施方針**

当センターは、2023年度も「精神医療および社会生活における精神障害者の人権を擁護する活動を行うとともに、それを通じて精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、人間が安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献すること」を目的として、①声をきく、②扉をひらく、③社会をかえるという3つの活動を行います。また、活動をさらに充実、拡充させるための組織基盤強化を行います。

**第2 「声をきく」活動の内容**

**1 個別相談活動の実施**

精神科病院に入院中の方やそのご家族等からの相談を以下の方法で受け付けます。

**(1) 電話・手紙・メール・FAX**

毎週水曜日午後に相談員 1～2名体制で電話相談を実施します。また、水曜日に加え、他の曜日にも事前告知をして相談を受け付けます。

**(2) 面会・オンライン面会**

大阪府内の精神科に入院中の方を対象に、面会またはオンライン面会を行います。オンライン面会は、①各病院が実施しているオンライン面会の手続きの中での実施、②研究事業（協力病院：榎坂病院・大阪さやま病院・久米田病院・七山病院・ねや川サナトリウム・浜寺病院）の一環としての2通りで実施します。

※研究事業：厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）  
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」  
分担研究「精神障害者の権利擁護に関する研究」

**2 個別相談活動の基盤整備と強化**

**(1) 相談情報管理システム構築**

個人情報 の適正管理と情報漏洩や流出の防止を目的として、以下の事業を行います。

①「kintone」を使い、相談情報管理システムの構築、記録移行、システムの試

行、説明ツールの作成をします。

- ②専門家に相談し、個人情報の適正な管理、情報漏洩や流出を防止できる体制（規程等の作成）を整備し、センター内で個人情報保護と取扱いに関する研修を実施します。

※日本財団助成事業

## （2）経験交流会等の実施と面会手引きの作成

- ①プロジェクトチームを設置し、参加者の連携強化や活動を振り返ることを目指して、経験交流会・事例検討会・事務所での定期的な意見交換会を実施します。
- ②上記①で出た意見をもとに、精神科アドボケイトの役割（できること・できないこと）を整理し、個別相談活動での実践や経験を暗黙知ではなく、次につながる面会手引きとして取りまとめ、経験の見える化を図ります。

## （3）個別相談活動に関する説明会

上記（1）～（2）で作成した相談情報管理システム、面会手引きに関する説明会を実施します。2024年2月予定

## 3 入院者訪問支援事業／精神科アドボケイトについて

### （1）訪問支援員養成研修開催への協力（大阪・関東で3回開催予定）

これまで大阪でおこなってきた個別相談活動や養成講座が「精神科アドボケイト」（精神科入院者向けの権利擁護活動）として全国的に通用するかの検証や論点の洗い出しを行うことを目的に研究事業に参加し、入院者訪問支援事業の支援員養成研修の開催に協力します。

※研究事業：厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究

### （2）「入院者訪問支援事業」に関する説明会

当センターの個別相談活動を一つのモデルとして創設された「入院者訪問支援事業」についての説明会を実施します。2023年4月

### （3）大阪府下における本事業実施における業務受託にかかる協議

本事業は、都道府県等が実施主体ですが、支援員養成講座の実施、事業の運営事務局の業務（受付、支援員の派遣調整、実務者会議の開催）は委託が可能とされています。

当センターは、受託する業務の内容・予算額によっては業務受託が可能であるため、大阪府・大阪市・堺市との協議を行います。

### 第3 「扉をひらく」活動の内容

#### 1 病院訪問活動の実施

##### (1) 療養環境サポーター活動

療養環境サポーター制度の維持・向上のため、精神科病院への訪問活動の再開をめざし、大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会（以下「協議会」）に委員として2名が出席します。

##### (2) 医療観察法病棟訪問

大阪精神医療センターの医療観察法病棟への訪問活動の再開を打診し、訪問を実施します。医療観察病棟における平均在院日数等の情報提供を受けて発信を行います。

#### 2 病院訪問活動の基盤整備と強化

##### (1) 座談会・意見交換会

病院訪問における病棟での動き方や入院者へのアプローチの仕方、協議会へ提出する報告書の書き方等をテーマに座談会・意見交換会を開催します。

##### (2) 訪問活動の説明会と療養環境サポーターの推薦（既存参加者）

病院訪問活動に関心のある方（すでに個別相談活動養成講座に受講している方）を対象に訪問活動についての説明会を実施し、療養環境サポーター活動への参加意向を確認します。そのうえで、協議会で新たな療養環境サポーターとして推薦します。

#### 3 630 調査の情報公開請求

##### (1) 情報公開請求（対象：大阪府・大阪市・堺市）

2023年度の630調査の情報公開請求を行います。

##### (2) 他団体との連携

他府県での情報公開に向けた全国ネットワークがあります。当センターの経験等の共有化をはかるため、必要に応じて参加を検討します。

### 第4 「社会をかえる」活動の内容

#### 1 権利擁護システム研究会・講演会等

##### (1) 短期目標・長期目標（精神医療の構造的な問題）に関するテーマの研究会（3～4回）

権利擁護システム研究会は、精神科医療の制度的・構造的な問題点や精神科病院の治療文化を「かえる」ためのアプローチを検討する場です（2017年度から開催）。問題の所在や背景事情を探究し、改革（制度も含む）に向けて、講

演会等を実施し、その結果を意見書やニュース等として発信します。

年度ごとにテーマを設定し、講師・ゲストスピーカーからの話題提供をもとに参加者同士が意見交換を行います。これまでのテーマは、医療保護入院、身体拘束、長期入院、精神科病院における治療文化を変えるためにすべきこと／できること、家族等でした。

精神科医療や精神障害者福祉制度等の検討においては、短期的に取り組むべきことと長期的な視野をもって取り組むべき課題があります。短期・長期に分けて問題を整理して改革のビジョンを立てるのが目標です。

① 2023年度権利擁護システム研究会

2022年度から引き続き「家族」をテーマに取り上げる予定です。社会学、法律などの観点から検討します。精神科医療に関する法制度における家族の位置づけの問題（医療保護入院における立場等）、家族が抱える苦悩の実態、当事者と家族との関係性等について考え、現状を「かえる」ための提言を考えます。

② 権利擁護システム研究会番外編

テーマの広がりに応じて当初の予定以外の番外編を行うことがあります。

(2) 講演会・シンポジウム

① 「精神科アドボケイト」制度化に関する講演会・シンポジウム

日程 2023年7月17日（月・祝）

※日本財団助成事業

② センター設立38周年記念講演会

日程 2023年11月25日（土）

内容 未定

2 権利擁護活動の拡充に向けて

(1) ネットワーク会議（オンライン）

各地の精神医療人権センターが集まり、テーマを設定して会議を実施し、課題や解決策等を検討し、報告書としてまとめます。

※日本財団助成事業（2022年度延長・2023年度）

(2) 精神科アドボケイトにかかわる団体やネットワークをつくるための企画

北海道・京都・広島（22年度事業延長）のほか、3地域（2023年度事業）で開催します。

※日本財団助成事業

(3) 他団体との協力

大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会など他の権利擁護団体との協力を推し

進めます。

### 3 情報発信・広報

以下のような方法や手段を使って、当センターの活動等に関する情報発信や広報を行います。

- (1) ホームページ・SNS（Facebook、YouTubeチャンネル、noteなど）等
- (2) 人権センターニュース（年4回）・メルマガの発行
- (3) 寄稿・講師・取材対応（随時実施）
- (4) 40周年プロジェクトの準備（座談会・交流会・発行物）
- (5) 活動参加者企画（活動参加者が主体になって行う）

### 4 心神喪失者等医療観察法についての取り組み

- (1) 共催企画「医療観察法を廃止しよう全国集会！」（2回）  
この法律に対する問題提起のための全国集会を共催します。

### 5 国や自治体、他機関の会議等への参加

当センターの運営会員らが国や自治体等の各種会議等に参加します。

- (1) 厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」分担研究「精神障害者の権利擁護に関する研究」
- (2) 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会
- (3) 堺市精神保健福祉審議会
- (4) 大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会
- (5) 大阪府社会福祉協議会権利擁護推進運営協議会

## 第5 活動の充実・強化に向けて

### 1 組織基盤強化

- (1) 組織体制の課題の洗いだし  
役員、運営会員、事務局の役割を明確化することや、理事会のあり方を検討すること等、中長期計画の立案も含めた組織基盤整備を検討します。
- (2) 班長会議の実施  
各活動の担当理事による班長会議を定例的に行います。

### 2 支援者等の個人情報保護の体制整備

会員や寄付者、活動参加者（面会ボランティアや療養環境サポーター等）らの個人情報 の適正な管理と情報漏洩の防止を目的とした情報管理システムの構築、専門家の援助のもとに個人情報管理に関するルール作りを行います。

### 3 就業規則

就業規則を作成し、職員に周知します。

### 4 活動参加者の交流会

当センターの活動参加者の交流会を開催します。

以上